

仕様書

1 施設名及び設置場所

(1) 施設名

堺市産業振興センター（堺市北区長曾根町183番地5）

(2) 設置場所及び設置台数

1階 レストラン横（屋外） 2台

2階 小ホール前（屋内） 1台

2 自動販売機の仕様

(1) 外形寸法（設置可能寸法。転倒防止板を除く。）

幅1.20m以内、奥行0.80m以内とすること。

1階 レストラン横については高さ1.80m以内とすること。

(2) 種類

設置する自動販売機は、紙カップ式以外の缶・ペットボトル等の方法で販売できるものとする。

(3) 取扱商品

飲料に限る。但し、アルコール類は禁止する。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。なお、物価の変動、消費税率の変動により商品の販売価格の変更を希望する場合は、事前にセンターと協議すること。

(5) 構造、機能

ア 災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の自動販売機を設置すること。

イ 環境に配慮した自動販売機を設置すること。

ウ 照明の消灯等節電対策が可能な省エネ対応の自動販売機を設置すること。

エ ユニバーサルデザイン型の自動販売機の設置に努めること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 管理運営

ア 自動販売機の設置は、地震等により転倒しないように安全に据え付けること。なお、転倒防止板については、センターと協議のうえ、その効果が発揮できる最小限の大きさのものとする。

イ 自動販売機の照明の消灯等節電を行い、省エネに努めること。

ウ 商品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

エ 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、センターの指示に従い、利用者に配慮して行うこと。

オ 自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置し、設置業者の責任において適切に回収・リサイクルすること。

カ 自動販売機及び回収ボックス周辺は、清潔に保つこと。

キ 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

(2) 売上実績報告義務

売上実績については、四半期ごとに、センターが指定する様式により報告すること。

(3) 事前協議

提出書類の内容（自動販売機の外形寸法又は種類、取扱商品、空き缶等のリサイクル方法等）を変更する場合は、事前にセンターと協議し、承認を得ること。

4 必要経費等

(1) 自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費、電気子メーターの設置費用等の一切の費用は設置業者の負担とする。

ただし、レストラン横の自動販売機（2台分）については、レストランに設置の子メーターを使用するものとする。

(2) 電気料金は、子メーターにて計測した使用量により計算した額（6か月）を期限までに全額納入すること。なお、電気子メーターの有効期間の期限切れ等に注意すること。

(3) その他の経費については、センターの指示に従うこと。